

株式会社TONGARIにおいて、各号に定める期間内に求職者が入社辞退または退職した場合、紹介手数料を返還するものとする。

ただし、紹介手数料の返還は求職者に帰責性ある入社辞退または退職に限る（雇用主による採用予定取消、入社辞退の勧奨、入社の延期、一時帰休、他社への転籍など採用予定取消類似行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、労働条件の入社前通知との相違、その他甲の責めに帰すべき事由による場合を除く）。

(1) 求職者が入社日より30日以内に退職したとき・・・紹介手数料の50%返還

(2) 求職者が入社日より60日以内に退職したとき・・・紹介手数料の30%返還

また、契約時に上記以外の条件とした場合、契約書記載の手数料を返還するものとする。

株式会社TONGARI
代表取締役 長谷川慧輔